

審査基準整理票

処分名	開設者以外の者による助産所の管理の許可		
根拠法令名	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	（条項）第 12 条第 1 項	
基準法令名	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	（条項）第 11 条、第 12 条	
所管部署	大津市保健所 保健総務課 医事薬事係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【大津市診療所に関する開設許可等審査基準及び指導基準】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[開設者以外の者による助産所の管理の許可に係る審査基準]</p> <p>開設者以外の者による助産所の管理の許可に係る審査基準は、基準法令に定める事項のほか、大津市診療所に関する開設許可等審査基準及び指導基準に定める開設者以外の者による診療所の管理の許可に係る審査基準を準用する。</p> <p>なお、関係法令及び大津市診療所に関する開設許可等審査基準及び指導基準は、担当課において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令及び基準法令]</p> <p>(医療法第 11 条)</p> <p>助産所の開設者は、助産師に、これを管理させなければならない。</p> <p>(医療法第 12 条)</p> <p>1 助産所の開設者が、助産所の管理者となることができる者である場合は、助産所を管理しなければならない。但し、助産所所在地の市長の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支ない。</p> <p>2 助産所を管理する助産師は、助産所の所在地の市長の許可を受けた場合を除くほか、他の助産所を管理しない者でなければならない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。